

別記第2号様式

随 意 契 約 結 果 一 覧

契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額(円)	契約の相手方を選定した理由	適 用
令和6年度 (2024年度)北海道子どもの貧困対策ネットワーク事業委託業務	令和6年4月26日	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団 東京都豊島区東池袋 1-44-3 池袋 ISP タマビル	4,862,000	<p>【選定理由】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 子どもの居場所の運営等について優れた知見を有すること。 2 コーディネーター事業及び情報発信については、運営団体等のニーズに沿った支援方法を提案し、かつ、その内容を効果的・効率的に修得させるためのノウハウを有すること。 3 研修事業については、地域の実情に応じた支援が可能となるよう、手法等を適確かつわかりやすく教示することができること。 4 子どもの居場所について、全道域での支援が可能であること。 <p>【契約方法の根拠】 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び 北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)</p>	
令和6年度 (2024年度)母子家庭等就業・自立支援センター事業委託業務 (道南圏)	令和6年3月27日	社会福祉法人 函館市民生事業協会 函館市日乃出町21番17号	3,609,000	<p>【選定理由】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業を実施する事務所、相談室及び託児スペースの全てを有し、インターネットが利用できる通信環境が整備されていること。 2 就労及び母子寡婦福祉に関する法制度や各種施策に関する十分な知識を有し、就労相談や養育費相談、生活相談等に対応できる職員を2名以上確保していること。 	
令和6年度 (2024年度)母子家庭等就業・自立支援センター事業委託業務 (オホーツク圏)	令和6年3月27日	社会福祉法人 北見睦会 北見市北8条西1丁目1番地	6,047,000	<ol style="list-style-type: none"> 3 平日夜間や土日祝日にも相談に応じられる体制を有していること。 4 パソコンやホームヘルパーなど就業に結びつく技能・資格を取得するための講習会等を開催した実績があること。 5 自立支援のための個々の受給者の状況・ニーズに応じたプログラム策定や同種の支援の実績があること。 	

				6 無料職業紹介事業の許可を得ていること。 【契約方法の根拠】 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び 北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)	
令和6年度 (2024年度)母子家庭等就業・自立支援センター事業委託業務 (道北圏)	令和6年3月27日	社会福祉法人 旭川市 社会福祉協議会 旭川市5条通4丁目 893-1	4,024,000		
令和6年度 (2024年度)母子家庭等就業・自立支援センター事業委託業務 (釧路・根室圏)	令和6年3月27日	社会福祉法人 釧路ま りも学園 釧路市白樺台2丁目2 番9号	6,047,000		
令和6年度 (2024年度)母子家庭等就業・自立支援センター事業委託業務 (十勝圏)	令和6年3月27日	社会福祉法人 帯広市 社会福祉協議会 帯広市公園東町3丁目 9番地	6,047,000		
令和6年度 (2024年度)母子家庭等就業・自立支援センター事業委託業務	令和6年3月27日	社会福祉法人 北海道 母子寡婦福祉連合会 札幌市中央区北1条東 8丁目	6,047,000		

(道央圏)					
令和6年度DV被害者等支援事業委託業務	令和6年3月29日	NPO法人女のスペース・おん 札幌市中央区南1条西10丁目4-156 大通ホワイトビル 4F-A	1,411,903	【選定理由】 1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第4項に基づき、配偶者暴力被害者（その同伴家族を含む。）の一時保護を道立女性相談援助センターから委託されている団体であること。 2 DV被害者等を受け入れる機能を有し、DV被害者等の支援を年間を通して、5年以上継続して行っている団体であること。 【契約方法の根拠】 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び 北海道財務規則運用方針第3節関係1の（2）	
令和6年度DV被害者等支援事業委託業務	令和6年3月29日	NPO法人ウィメンズネット函館 函館市本町20番4号	1,409,923		
令和6年度DV被害者等支援事業委託業務	令和6年3月29日	ウィメンズネット旭川 旭川市6条通り西3丁目2-20 ポニーマンション2階右	1,409,923		
令和6年度DV被害者等支援事業委託業務	令和6年3月29日	NPO法人ウィメンズネット・マサカーネ 室蘭市輪西町2-20-6	1,409,923		
令和6年度DV被害者等支援事業委託業務	令和6年3月29日	駆け込みシェルターとから 帯広市西6条北1丁目15番3 キャピタル1-202号3	1,409,923		
令和6年度DV被害者等支援事業委託業務	令和6年3月29日	一般社団法人ウィメンズ・きたみ 北見市とん田東町581-7プレオ1-A	1,409,923		
令和6年度DV被害者等支援事業	令和6年3月29日	NPO法人駆け込みシェルター釧路	1,409,923		

委託業務		釧路市南大通り 4 丁目 1 番 2044 号			
母子福祉資金貸 付金未収金回収 業務委託契約	令和 6 年 3 月 2 8 日	ニッテレ債権回収株式 会社 東京都港区芝浦 3 丁目 16 番 20 号	契約により収 納した金額の 100 分の 29 に 相当する金額 に消費税及び 地方消費税の 額を加えた金 額	<p>【選定理由】</p> <ol style="list-style-type: none"> 債権回収業務の実施手法が確立されているとともに、個人情報 の管理体制が徹底していること。 本貸付制度に係る回収業務について、他の自治体等からの受 注実績が多数あり、制度の趣旨を適切に理解した上で、母子家庭 等の経済状況を踏まえた慎重かつ配慮ある償還促進活動を行う 技術を有すること。 前年度と同一の滞納者に引き続き接触するに当たり、前年度 の交渉から得た情報を活用するとともに、滞納者側に一定程度 認知されている立場を活かしながら、交渉に当たることができる こと。 <p>【契約方法の根拠】 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び 北海道財務規則運用方針第 3 節関係 1 の (2)</p>	
督促状等の圧着 処理並びにその 成果品の仕分け 及び発送業務	令和 6 年 3 月 2 8 日	株式会社 HBA 札幌市中央区北 4 条西 7 丁目 1 番地 8	<p>圧着処理</p> <p>8 円/ 件</p> <p>仕分け</p> <p>11,760 円/回 発送</p> <p>60 サイズ 1 箱 770 円</p> <p>80 サイズ 1 箱 835 円</p> <p>100 サイズ 1 箱 900 円</p>	<p>【選定理由】</p> <p>本委託業務により圧着処理並びにその成果品の仕分け及び発送 業務を行おうとする母子福祉資金等貸付金に係る督促状等は、北 海道（情報政策課）が委託契約している「電子計算機処理 ASP サー ビス提供業務」により作成される特定のフォーマットのものではあ るため、当該フォーマットの圧着処理並びにその成果品の仕分け 及び発送業務に適した業者を選定する。</p> <p>【契約方法の根拠】 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び 北海道財務規則運用方針第 3 節関係 1 の (2)</p>	

			120サイズ 1箱 950円		
虐待防止のためのSNS相談事業委託業務	令和6年3月27日	社会福祉法人麦の子会 札幌市東区北36条東9丁目2番28号	21,175,000	<p>【選定理由】</p> <p>選考基準を満たすものは、児童虐待対応などの相談支援実績等を有し、多様なケースに応じて、道内の関係機関等と緊密な連携を図ることができる社会福祉法人麦の子会のみである。</p> <p>【契約方法の根拠】</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)</p>	
一時保護児童等の権利擁護体制強化事業委託業務	令和6年4月5日	一般社団法人北海道公認心理師協会 札幌市北区北30条西11丁目3番11号	11,955,000	<p>【選定理由】</p> <p>本事業は、選考基準にある内容を必要とする契約であり、こどもへの心理・相談業務実績があり、全道規模の組織体で、専門的なノウハウを有し、意見表明員の養成・派遣・調整等を一体的に実施できる一般社団法人北海道公認心理師協会のみである。</p> <p>【契約方法の根拠】</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)</p>	
指定障害福祉サービス事業者等管理台帳システム(障害児施設給付受給者管理機能)改修委託業務	令和6年3月27日	株式会社HBA 北海道札幌市中央区北4条西7丁目1番地8	937,200	<p>【選定理由】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本システムに対し最も精通し、システムに関するトラブルに的確に対応できる専門的技術を有する業者であること。 2 各作業場所(本庁・各(総合)振興局)へのプログラム使用に関する指導ができるなどの技術を有していること。 3 事業を適正かつ円滑に実施するための事務的能力を有していること。 4 現在、道において稼働している指定障害福祉サービス事業者管理台帳システムの内容を熟知し、著作権を有していること。 <p>【契約方法の根拠】</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)</p>	
指定障害福祉サービス事業者等	令和6年3月27日	株式会社佐賀電算センター	849,200	<p>【選定理由】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本システムに対し最も精通し、システムに関するトラブルに 	

<p>管理台帳システム（障害児施設指定管理機能） 改修業務</p>		<p>佐賀県佐賀市兵庫町大字藤木 1427 番地 7</p>		<p>的確に対応できる専門的技術を有する業者であること。 2 各作業場所（本庁・各（総合）振興局）へのプログラム使用に関する指導ができるなどの技術を有していること。 3 事業を適正かつ円滑に実施するための事務的能力を有していること。 4 現在、道において稼働している指定障害福祉サービス事業者管理台帳システムの内容を熟知し、著作権を有していること。 【契約方法の根拠】 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 北海道財務規則運用方針第 3 節関係 1 の (2)</p>	
<p>指定障害福祉サービス事業者等管理台帳システム（障害児施設指定管理機能） 保守管理業務</p>	<p>令和 6 年 3 月 29 日</p>	<p>株式会社佐賀電算センター 佐賀県佐賀市兵庫町大字藤木 1427 番地 7</p>	<p>334,400</p>	<p>【選定理由】 1 本システムに対し最も精通し、システムに関するトラブルに的確に対応できる専門的技術を有する業者であること。 2 各作業場所（本庁・各（総合）振興局）へのプログラム使用に関する指導ができるなどの技術を有していること。 3 事業を適正かつ円滑に実施するための事務的能力を有していること。 4 現在、道において稼働している指定障害福祉サービス事業者管理台帳システムの内容を熟知し、著作権を有していること。 【契約方法の根拠】 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 北海道財務規則運用方針第 3 節関係 1 の (2)</p>	
<p>医療的ケア児支援センター運営 委託業務</p>	<p>令和 6 年 3 月 27 日</p>	<p>医療法人稲生会 札幌市手稲区前田 4 条 14 丁目 3-10</p>	<p>11,991,043</p>	<p>【選定理由】 1 医療的ケア児等その他の関係者に対し、専門的にその相談に応じ、情報の提供又は助言その他の支援を実施できること。 2 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し医療的ケアについての情報の提供及び研修を実施できること。 3 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関して、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等との連絡調整を実施できること。</p>	

				<p>4 より多くの医療的ケア児の家族等が相談しやすいなど、利便性を考慮した地域に設置する。 上記選考基準を満たすのは、医療法人稲生会のみである。</p> <p>【契約方法の根拠】 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)</p>	
--	--	--	--	---	--

注1 この様式は、年度ごと、月ごと等、適宜区分して使用すること。

2 課等ごとに公表する場合は、「課等名」欄は適宜削除して使用すること。

3 「契約の相手方」欄は、契約の相手方の商号又は名称及び住所を記載すること。

4 公表の対象契約のうち、特定調達契約以外の契約で公表の必要性がある契約において、契約の相手方が個人（事業者である個人を除く。）の場合にあっては、契約担当者等は、北海道個人情報保護条例（平成6年条例第2号）等関係法令に従って取得した個人情報を適正に取り扱い、契約の相手方の個人名を公表しないときには、「契約の相手方」欄に「A」、「B」など個人が特定できないように記載すること。

5 「契約の相手方を選定した理由」欄には、決定書等に記載した理由及び契約方法の根拠を記載すること。

6 単価契約の場合は、「契約金額」欄に「月額〇〇円」等と記載し、「摘要」欄に「単価契約 総価額〇〇円」等と記載すること。